

新たな共謀罪法案の国会上程に反対する会長声明

1 これまで政府が2003年（平成15年）から2005年（平成17年）にかけて合計3回国会に提出したものの野党等の反対によりいずれも廃案に追い込まれたいわゆる「共謀罪」に関する法案（以下「共謀罪法案」という。）について、政府は、共謀罪の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、組織犯罪処罰法改正案として再び国会（以下「新法案」という。）を提出しようとしていると報じられている。

当会は、これまでも2005年（平成17年）8月31日、2015年（平成27年）12月5日付会長声明において共謀罪法案の問題点を指摘し共謀罪の新設に強く反対してきた。また、最近では、2017年（平成29年）1月14日、共謀罪に反対するシンポジウムを行い、これに参加した多数の市民からも法案に反対する声があったところである。

2 今一度、従前の共謀罪法案について振り返ると、共謀罪とは、団体の活動として犯罪の遂行を共謀した者を処罰するための刑罰法規である。

これまで我が国の刑法は、個人の権利や社会的利益などが侵害され、またはその強い危険性が生じて初めて犯罪が成立し得るという基本原則を採用し、未遂にも予備にも至らない共謀罪は、極めて特別かつ重大な法益侵害に関するものに限ってごく例外的に処罰するに留めることで、広く国民の自由を保障してきた。

しかし、「犯罪の遂行の共謀」それ自体を処罰の対象とする共謀罪の成立範囲を広く認めることになれば、上記基本原則による自由を保障する機能は失われてしまい、処罰に対する警戒心から国民の言論は萎縮を余儀なくされ、表現、思想といった憲法上保障された自由が制限されることになりかねない。

また、共謀罪の捜査という観点からしても、共謀の内容を立証する必要があることから、これまで以上に通信傍受や会話傍受が拡大する可能性があり、犯罪捜査に名を借りた捜査機関による私的生活への介入が横行することも考えられる。そうなれば、思想、表現、プライバシー等の憲法上重要な権利が侵害される可能性が急激に高まる。

このように、共謀罪は本質的に自由主義を基礎から破壊しかねない危険性を有するものであり、それゆえ、共謀罪法案は廃案に追い込まれたというのがこれまでの経緯である。

3 そもそも、政府は、共謀罪の創設は、国際越境組織犯罪防止条約（以下「条約」という。）の批准のために必要であると説明してきた。

当該条約は、越境性（国境を越えて犯罪が実行されること）のある組織犯罪を抑止することを目的とするものであるから、条約の目的との関係では、越境性のある犯罪を処罰対象とすれば十分である。しかしながら、新法案では越境性の要件は除外され、これが全く考慮されておらず、政府が説明する条約批准の必要性は共謀罪を創設する理由になっていない。

4 報道によれば、今回の新法案では、共謀罪法案のうち2003年（平成15年）の政府原案において、適用対象を単に「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」と変更し、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑又は無期若しくは四年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」と定義した。また、犯罪

の「遂行を2人以上で計画した者」を処罰すること、その処罰にあたっては、「計画をした誰かが犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付している。これらにより処罰範囲を制限したと政府は説明する。

しかしながら、「組織的犯罪集団」は条約の「組織的な犯罪集団」の定義よりも不明確であり、運用次第ではその適用対象が制限なく広がってしまう。また、「計画」についても、やはり犯罪の合意にほかならず、結局のところ「共謀」を言い換えたと言って過言ではない。さらに「準備行為」は、一般的な予備罪・準備罪における予備・準備行為より前の段階の危険性の乏しい行為を幅広く含み得るものであり処罰範囲を限定していない。

- 5 加えて、新法案においては、テロと直接関係のない多数の犯罪を含む600以上の犯罪を処罰対象としている。これには、窃盗、詐欺、恐喝のほか道路交通法等といった市民生活の隅々に及ぶおびただしい数の行為類型も含まれている。なお、過去に行われた共謀罪法案の審議では、処罰対象を限定しようと様々な案が検討されたが、新法案はここでの検討内容を完全に無視している。ここには国民の自由を広く保障しようとした我が国の刑法の基本原則に対する政府の配慮は全く見られない。

このように、新法案は、組織的犯罪集団の性格を定義し準備行為を処罰の要件に加える等しているものの、それでも処罰範囲は限定されたとは言えず、共謀罪が持つ重大な問題点は解消されてはいない。

- 6 以上のとおり、新法案は、これまでの共謀罪法案と同様、共謀罪の本質的な危険性を残したままであり、同法案が成立することにより、我が国の自由主義は基礎から破壊されることになりかねない。

よって、当会は、新法案の国会への提出に反対する。

以上

2017年（平成29年）2月23日

福岡県弁護士会
会長 原 田 直 子